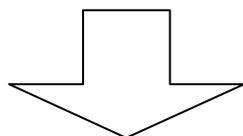


# 選択的評価基準「研究活動の状況」の評価を行うための「研究水準」の判定方法について

選択的評価基準「研究活動の状況」では、  
1. 研究体制及び研究支援・推進体制が適切に整備され、機能していること  
2. 研究活動が適切に行われており、研究の成果が上がっていること  
について、評価する必要がある。  
上記2を評価するためには、対象大学における研究活動の水準や研究の社会的効果の度合いの判定が基礎となる。

## 大学機関別認証評価委員会(第4回 17年2月16日)での検討案

- ・対象大学の研究水準の判定のために、個別の研究業績の水準判定を行う。
- ・試行的評価の経験を踏まえて、対象大学に提出を求める研究業績等の数を制限することが考えられる。
- ・個別の研究業績の水準判定を行うために、大学ごとの評価を行う評価部会とは別に、研究水準等判定組織を設ける。



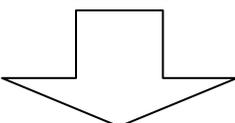
### [問題点・検討のポイント(委員会での意見を含む。)]

大学全体の教育研究活動の総合的な状況の評価することを目的とする機関別認証評価の性格から、特定分野の研究活動の状況の評価を目的とした試行的評価の際に行ったような、個々の分野の個別の研究業績(論文等)の水準判定の積み上げによる評価は必ずしも必要ないのではないか。

機構の大学評価基準が教育活動を中心として体系付けられ、その中で「研究活動の状況」が選択的評価基準として位置付けられていることを考慮した場合、選択的評価基準であるにもかかわらず、これに対応するための相当な規模の水準判定のための組織を設けることは、評価の効率性から実際的ではないのではないか。

各大学における研究体制や研究活動の状況等を評価するに当たり、必要と考えられる範囲で、大学全体の研究活動、教員の研究活動の現況等を外形的なデータを中心に把握する方法を基本とすることが適切であり、これにより機関別認証評価における研究活動の状況の評価の目的を達成することが出来るのではないか。

従って、「研究活動の状況」(選択的評価基準)の基準の内容、基本的な観点の構成に当たっては、上記のことを考慮する必要があるのではないか。



## [ 今回の提案 ]

- ・機関別認証評価における選択的評価基準「研究活動の状況」の評価では、個別の研究業績(論文等)の判定ではなく、研究活動業績調書(対象大学の研究活動業績とそれに対する外部者からの評価を記載する統一様式)等の分析によって当該大学の研究水準の判定を行う。
- ・選択的評価基準「研究活動の状況」の基準・基本的な観点等は資料5-2のとおりとする。
- ・提出されたデータの分析や水準の判定は、原則として評価部会で行う。

## 選択的評価基準「研究活動の状況」の基本的な考え方

(平成16年度大学機関別認証評価委員会(第4回)資料4抜粋)

大学は、優れた人材の育成とともに、幅広い研究活動によって、広く社会・経済・文化の発展を支えていく重要な役割を担っている。また、公共的機関として開かれた大学運営や社会的責務の履行にこれまで以上に努めることが求められている。

このような社会的要請を踏まえ、この選択的評価基準では、各大学の目的に即して展開されている研究活動の実施体制、活動状況、研究成果等の多面的な分析によって、大学の研究活動の状況を評価し、社会に示す。

この選択的評価基準における評価は、平成18年度から実施することとする。